

官民競争入札等監理委員会  
第7回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第7回官民競争入札等監理委員会

## 議事次第

日時：平成18年9月1日（金）10:00～11:20

場所：首相官邸4階 大会議室

1. 開 会
2. 「公共サービス改革基本方針」の案について
3. コスト計算ガイドラインの案について
4. 統計部会の設置について
5. その他
6. 閉 会

---

### < 出席者 >

#### （委員）

落合委員長、齊藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、田島委員、寺田委員、本田委員、吉野委員

#### （政府）

安倍官房長官、中馬大臣、山谷政務官

#### （事務局）

永谷内閣審議官、河官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻でありますので、第7回の「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日、欠席と御連絡がありましたのは、増田委員と森委員であります。若干遅れて来られる委員もおられるようですけれども、欠席の御連絡があったのは、以上の方であります。

本日は、山谷政務官にも御出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。また、途中で安倍内閣官房長官、中馬規制改革担当大臣にも御出席いただく予定としております。

本日は、まず「公共サービス改革基本方針」の案について、これまで精力的に当委員会で御議論いただいていたわけですが、実質的な審議は既に終了しているものと承知しております。政府与党内の調整も終えた最終案を御確認いただきたいということです。安倍官房長官、中馬大臣が御入室された後、監理委員会として正式に了承し、委員長である私より安倍官房長官に手交したいと思っております。

続きまして、コスト計算ガイドラインの案について御議論いただくことを予定しております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

堀内企画官 それでは、事務局から説明させていただきます。資料1～3について、一連で説明させていただきたいと思っております。

その前に、1点紹介させていただきますのは、お手元に総理から委員会あてに基本方針について付議しますという諮問の1枚紙を、参考までに付けさせていただいております。基本方針について確認させていただいた後、安倍官房長官、中馬大臣御臨席の下、御決定いただくわけですが、その際、委員長からこれに対する回答という形で官房長官に文書を手交していただくこととなります。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。

資料1でございますが、基本方針について、前回から変更した点が若干ございますので、説明させていただきます。

15ページの別表でございますが「国民年金保険料収納事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする」と書いてありますが、前の書きぶりですと「原則として」が、民間競争入札を実施するにかかると誤解を受けるので、森委員から修文してほしいと指摘ございましたので修正しております。

17ページの「(3)求人開拓事業」の「入札等の対象官署・事業所の数・所在地」のところでございますが、地域が確定しましたので、書かせていただいております。これ以外につきまして、内容の変更はございません。

与党審査においては、特に修文意見はございませんでした。

主な議論を紹介させていただきますと、例えば社会保険庁改革との関連では、社会保険庁改革の議論の中、収納事業の「市場化テスト」が社会保険庁の温存につながるのではないかという御指摘ございました。この点につきましては、社会保険庁改革は与党、自民

党としても別の場で議論する予定であるので、社会保険庁改革の方向性が出れば、それに  
応じて監理委員会として「市場化テスト」の対象などについても別途議論することになる  
のではないかと回答しております。

質の確保に関連しまして、最近、安全・安心の確保が重要な課題になっている中、質は  
確保されるのかとの御指摘がございました。この点については、法律及び基本方針の中身  
を説明させていただきまして、十分担保している旨、回答させていただいております。

地方公共団体の取組に関連して、国として地方公共団体の取組を積極的に支援すべきと  
いう御指摘がございました。この点につきましては、地方公共団体の意見も聴きながら、  
必要に応じて特例を設けるなど、環境整備に努めると回答させていただいております。

監理委員会の積極的な審議に関連しまして、提案のあった事業の審議だけではなく、監  
理委員会として積極的に事業の見直しを提案したらどうかとの御指摘がございました。こ  
の点につきましては、監理委員会を中心として、どういう形で審議していくのかについ  
ては、まさにこれから議論していくところでございますと御回答しております。

基本方針については、以上でございます。

基本方針と併せまして、今日お決めいただくものとして、資料2の実施要項に関する指  
針がございましたが、これについては、何ら変更はございません。

次に、官房長官がいらっしゃるまでの間、コスト計算ガイドラインについての説明をさ  
せていただきたいと思っております。

資料3「官民競争入札は民間競争入札の過程におけるガイドライン(指針)の位置付け」  
という1枚紙のポンチ絵を付けさせていただいております。

これにつきましては、法のプロセスに基づきまして、一連の流れが書いてあるわけでご  
ざいですが、ここのところは「従来の実施における情報の開示」と「落札者決定」の2点  
にかかわるわけでございます。大きく変更したところでは、前回の議論を踏まえまして、  
コスト計算ガイドラインを二つに分割させていただいております。

一つは「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」。もう一  
つは「落札者決定」のところでございますが「官民競争入札における国の行政機関等の入  
札額の算定及びその調整に関する指針」という形で、二つに分けさせていただきました。

その趣旨でございますが、従来の実施における情報開示につきましては、経費について  
のみガイドラインという形で定めさせていただくということを念頭に置いていましたけれ  
ども、前回の議論では、経費だけ開示の内容を示してもしようがないということでござ  
いますので、人員、施設及び設備、目的の達成の程度も含めた情報開示のガイドラインを  
作成させていただくことになりました。これに伴いまして、従来の実施における情報の開  
示の対象がコストだけに限られなくなったものですから、調整の方は分けて、別途指針を  
定める形に整理させていただいております。

以下、中身の方に入らせていただきますが、「実施要項にかける従来の実施状況に関す  
る情報の開示に関する指針」でございます。

これにつきましては、基本的には、前回議論していただきました検討のたたき台の内容を、そのまま踏まえて書かせていただいています。

文章の書き方の構成でございますが、基本的に結論は箱書きで書かせていただきまして、説明、補足的なものについては、2ページ以降には書いておりますが、別途下のところに「解説」という形で、箱の外に書かせていただくことで、実務者の便宜を図っております。

検討のたたき台からの変更点を申しますけれども、まず「1.趣旨」ということで、指針の位置付けを明記させていただいております。

開示の対象となります間接費の範囲については、2案を示させていただいておりますけれども、後ほど御説明しますが、1案に決定しております。

目的の達成の程度で、単位原価的な要素を勘案したことを書いております。

以下、説明に入らせていただきたいと思います。

「1.趣旨」のところでございますが、この指針は、開示すべき情報内容、開示情報の作成に当たっての実務上の留意点等について定めるものであり、委員会における実施要項の審議に当たっての指針となるものである。国の行政機関等においては、指針に留意の上、案を作成する。

国の行政機関等において、対象公共サービスの実情に応じて、情報開示に関する指針に示す以外の方法により開示情報を作成する場合には、委員会の審議において、その理由を説明するものとする。

個別事業に関するこうした情報開示は、新しい取組であることから、その目的を適切に果たすため、指針については、実施要項に関する審議、入札の実施状況等を踏まえ、不断に見直しを行うこととするということで、指針のガイドラインとしての位置付けを明確に書かせていただいております。

「(1)情報開示の目的」のところでございますが、これにつきましては、情報開示の対象範囲がコストだけに限らず幅広いものになりましたので、情報開示の目的に関する記述を検討のたたき台から、そのまま盛り込ませていただいております。

「(2)情報開示の項目」でございますが、別紙様式のとおりということでございます。

「3.情報開示全般についての留意事項」のところでございますが、複数年の情報提供ですとか説明の開催などの補足的な要件が定められているわけでございますが、これにつきましては、実施要項に関する指針、今日お決めいただく資料2に書いてある注意書きをそのまま書かせていただいております。

「4.開示情報の作成」の「(1)従来の実施に要した経費」でございます。

「ア 開示する経費の範囲と認識方法」ということで、これは検討のたたき台のものをそのまま盛り込ませていただいております。

「入札の対象となる事務・事業ごとに、人件費、物件費、委託費等、退職給付費用、減価償却費の各項目を直接部門費として開示するほか、間接部門費を合わせて開示する」。

「人件費、物件費、委託費等については、現金主義により認識した経費を開示する」。

「退職給付費用、減価償却費については、発生主義により認識した経費を開示する」。

「独立行政法人等における経費の認識方法については、各独立行政法人等が採用する会計方針に従い、ウの（ア）～（オ）の方法に準じて発生主義により認識した経費を開示する」ということです。また、解説についても検討のたたき台からそのまま盛り込ませていただいております。

「ウ 費目ごとの算定方法」でございます。

「（ア）人件費」につきましては「直接部門において入札の対象となる事務・事業に直接従事している職員に係る人件費を集計する」。

「算定対象とする人員の考え方については、入札の対象となる部門において、対象となる事務・事業に直接従事する人員（非常勤職員を含む直接部門の人員）を算定の対象とする」。

「入札の対象となる事務・事業に関する業務を行っているが、入札の対象となる部門に属していない者（間接部門において対象となる事務・事業に関する管理、支援にかかわっている者）については算定の対象には含めない」。

「算定対象とする人員の個人別実績を常勤職員及び非常勤職員に区分して集計する。なお、個人別実績の開示は要しない」。

「（イ）物件費」でございますが「予算要求、購入依頼等を行った部門にかかわらず、直接部門において使用される物品の購入や役務の対価の支払に係る経費をすべて集計する」。

「（ウ）委託費等」でございますが「直接部門で実施される出張、業務委託費等に係る経費を委託費用等として集計する」ということで、これにつきましては、外部委託により実施しているとする業務に係る経費についても、この項目で計上することといたしております。

「（エ）退職給付費用」につきましては「直接部門において入札の対象となる事務・事業に直接従事している職員に係る退職給付費用を集計する」。

「発生主義により認識した金額を開示する」。

「省庁別財務書類の計数を用いて省庁単位で一人当たり退職給付費用を算定し、対象公共サービスに従事している常勤職員数を乗じて算定する」。

以下、別の方法による場合のことを、若干細かく検討のたたき台から盛り込んでおります。

「（オ）減価償却費」につきましては「入札の対象となり、受託者において調達する資産に係る減価償却費を開示の対象とする」。

「発生主義により認識した企業会計における減価償却費に相当する経費を開示する」。

他方、公設民営の場合の建物の建築費など、入札の対象とならない資産に係る減価償却費は、開示の対象には含まないことを原則として書かせていただきます。

解説として「ただし、国民への情報開示の観点から、入札の対象とならない資産に係る

減価償却費であることを明確にした上で、当該減価償却費を開示することを検討することが望ましい」ということで、解説の最後に、なお書きで留意事項として書かせていただいております。

「(カ)間接部門費」につきましては、前回、フルコストに近い形で間接部門の範囲を特定して開示するやり方と、削減可能な部門を確定する二つの案を示させていただきましたが、今回は、開示の対象については、若干範囲を広めにする案を採用することにさせていただきました。

「直接部門の事務・事業を支える部門を間接部門とし、当該部門で要した経費を集計し、直接部門に配賦する」。

「間接部門費の計算は、間接部門の確定 間接部門費の集計 間接部門費の配賦の順序で行う」。

「ただし、国の行政機関等の業務において、企画と執行は別の事務・事業であると考えられることから、企画部門は、間接部門に含めない」という整理をさせていただきました。

その上で、次のページでございますが「間接部門費の集計」で「確定した各階層にかかる間接部門に係る経費を集計して、間接部門費を算定する」。

「間接部門費として集計する費目は人件費、物件費、委託費等及び退職給付費用とする」。

「4(1)ウ(ア)から(エ)までの上記各費目に係る算定方法に準じて算定する。減価償却の対象となる資産の取得費は含めない」。

具体的な配賦の方法は、階梯式配賦法。原則として、人員比を用いる。ただし、使用面積比、活動量を基準として配賦することもできるものとする。

次のページは、参考例を示させていただいております。

「(2)従来の実施に要した人員」については、検討のたたき台に載っていなかったものについて、今回新たに載せることにしたものでございます。

「ア 算定対象となる人員の考え方」については、人件費と同じ考え方でございます。

なお、他の行政機関等から出向者を受け入れている場合においては、当該出向者についても算定対象とするという注意書きをしております。

算定対象となる人員の計上に当たっては、常勤及び非常勤を区分して計上することにしております。

前回、逢見委員、森委員、樫谷委員から、人件費という形だけでの開示では不十分ではないか。実際にどういう人が、どういうふうに張りついているのかわからないと、開示としての意味はないということでございましたので「イ 従事者に求められる知識・経験等」として「対象公共サービス従事者に求められる専門的知識、業務経験、事務処理能力等に関する事項を記載する」。

「ウ 業務の繁閑の状況とその対応」ということで「通年での業務の繁閑の状況並びにこれに伴う措置の有無及びその内容について記載する」。

「特定年度における特殊要因による増減員があった場合も同様とする」ということで、

併せて開示させていただくことにしております。

「(3) 従来の実施に要した施設及び設備」につきましては「入札の対象となる部門が入居し、又は事務・事業の実施のために使用していた建物、設備及び主要な物品について記載する」ことにしております。

「(4) 従来の実施における目的の達成の程度」でございます。これについては、小林委員から費用対効果を見るとか、より経営の効率化に資するという観点から、単位減価的な発想を盛り込んでどうかという指摘もございました。

「従来の実施における目的の達成の程度については、実施要項において設定する『確保すべきサービスの質』と整合的な考え方の下に、把握・開示することを基本とする。具体的には、実施要項で、対象公共サービスに関する確保すべきサービスの質を明らかにするため設定される数量的な指標や、これと併せ又はこれに代えて設定される定性的な指標等を用いて、従来の実施における目標の達成の程度を明らかにすることを原則とする。

ただし、政策目的や社会経済情勢の変化等のため、これらの指標等を従来の実施状況の開示に適用することが不適切な場合や、過去のデータの制約等からこれらの指標等に基づく従来の実施状況の開示が困難である場合など、合理的な理由がある場合には、当該理由を示した上で、異なる方法による開示を行うことも可能である。

また、同様の業務を行う異なる事業所・異なる期間等の実施状況の比較を含め、事務・事業の費用対効果を明らかにする観点から、業務実績（提供するサービス）を適切に説明する指標を用いて、当該業務実績1単位当たりの経費、経費1単位当たりの業務実績等を算出して開示する」ことにさせていただきました。

併せて「ア 従来の実施方法」ということで、業務のフロー図等の資料をできる限り作成し、添付すること。

あるいは「イ 事務・事業の目的を達成する観点から重視している事項」について、併せてきちんと書くように指示しております。

次に、「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」について説明させていただきます。

これについては、モニタリングコストを勘案すべきではないかという榎谷委員の御意見を踏まえまして、その部分について入れさせていただいたこと以外については、基本的に前回の検討のたたき台をそのまま文書に起こす形にさせていただきます。

「1. 趣旨」として「この指針は、法及び実施要項に関する指針に基づき、官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する方法を定めるものである」ということで、位置付けを明らかにさせていただきます。

解説につきましては、監督費用を追加させていただいております。

次に、実際の入札額に含める項目については「ア 人件費」「イ 物件費」「ウ 委託費等」にさせていただいております。

入札額に含めずに調整の対象とするものについては、減価償却費、退職給付費用及び間



接部門費という形にさせていただいております。

「３．官民競争入札における官民間の入札額の調整」でございますが、その際の間接部門費の算定につきましては、開示とは異なりまして「民間委託した場合に直接部門の他に削減されると考えられる部門を間接部門とし、当該間接部門に要する経費を調整対象とする」ということで、限定的に縛りをかける形にしております。

「情報開示に関する指針に基づいて開示した間接部門費から、上記の考え方に基づいて確定した間接部門に係る人件費、物件費、委託費等及び退職給付費用を抽出し集計すること」にしております。

「情報開示に関する指針に基づいて算定した直接部門費と上記に基づいて算定した間接部門費の比率を用いて入札額に対する調整額を算定する」ことにしております。

以下、個別の費目について、それぞれ算定の方法について書いておりますが、これは前回検討のたたき台で御議論いただいたものと同じでございます。

「（３）経済・行政主体としての性格上の相違の調整」でございますが「ア 保険料」については、前回と同じ書きぶりにしております。

今回、新たに「イ その他（監督費用）」という形で、調整の部分に載せさせていただきました。

これにつきましては「民間事業者が落札した場合において、事務・事業を実施する民間事業者を監督するために新たに必要とされる監督職員に関する人件費を監督費用とする」という形にしております。

監督費用の性格でございますが「監督費用は、民間事業者が落札した場合において追加的に発生する費用であり、監督のために必要となる業務量を見積もったうえ、民間事業者の入札額に加算して調整する性格のものである」ということでございます。

ただし、監督費用を見込むわけでございますが、実際に監督費用はどれぐらいかかるのかというのは、なかなか想定するのは難しい。これから官民競争入札の第１号が出た場合に、実際にどう調整するかというのは、なかなか難しい問題でございます。

具体的な調整のやり方でございますが、民に切り出された業務について新たに必要とされる監督業務については、最初ですので、従来国の機関を監督していた場合と同じ経費を要するとみなして、委託した際の削減可能な経費として間接部門費として調整する額と相殺することが、一つの考え方としてあるのではないかとということで、提案させていただいているところでございます。

最後でございますが、解説で、今回調整項目に盛り込まないことにしたものについて、若干の補足的な説明をさせていただいております。

租税公課の扱いについては、検討のたたき台段階では両案を併記しましたが、算定が困難ということと、金額のパーセンテージから見て重要性も低いということで、調整項目に盛り込まないことにしております。

逢見委員から、社会保険はどうなっているかという話がございましたけれども、基本的

に共済、健康保険、年金などにつきましては、民間の中でもばらつきがあるということでございます。労働保険の扱いがポイントになると思いますが、国の行政機関の特性上、国庫から負担されないということで、利潤と同じような扱いができるのではないかとということで、調整の対象とはしない形にしております。

そろそろ時間になりましたので、説明は以上とさせていただきます。

落合委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かございますか。

勿論、途中で安倍官房長官がお見えになったら、中断になりますけれども、何かこの段階で御発言があれば、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。樫谷委員、どうぞ。

樫谷委員 今の監督費用の話なんですけど、監督費用が必要だということで、私は煮詰めるべきではないかとお話をしたんですが、「相殺することも可能とする」とあります。確かにそういう部分もあると思うので可能だと思うんですが、私が重要だと思いますのは、監督の業務量を見積もることは、何をすることが明確でないと、見積もれないわけです。ただ、相殺してしまうと、どんぶりになってしまうので、どういう監督をするのかも明確ではないし、結果的にいろんな監督が過剰な監督になってしまったり、つかなくなってしまうので、やはり業務量をしっかり見積もることが大事だと思います。

落合委員長 済みません。中断ということですよ。

(報道関係者入室)

落合委員長 もう中馬大臣には御出席いただいておりますけれども、安倍官房長官をお待ちするというので、ここで審議を少し中断して待つことにしたいと思います。

(安倍内閣官房長官入室)

落合委員長 それでは、安倍官房長官、中馬大臣に御出席いただきましたので、審議を再開することにいたします。

公共サービス改革基本方針(案)につきましては、これまで精力的に議論を重ねてきたわけでありまして、本監理委員会としては、異議なしということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定によりまして、内閣総理大臣から諮問されました公共サービス改革基本方針(案)につきましては、監理委員会として異論はないということにいたします。

内閣を代表して御出席いただきました安倍官房長官に、私から答申を手交させていただきます。

(落合委員長より安倍内閣官房長官に答申書手交)

落合委員長 これで、当委員会としては、この基本方針(案)を閣議決定されて、本制度が積極的かつ着実に運営されることを強く期待したいと思います。よろしく願いいたします。

安倍内閣官房長官 大変御苦勞様でございました。

落合委員長 それでは、基本方針（案）の了承に当たりまして、安倍官房長官と中馬大臣からごあいさつをいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

安倍内閣官房長官 公共サービス改革基本方針につきましては、本年7月7日の公共サービス改革法施行の直後から、監理委員会で大変精力的に御議論をいただき、本日御承認をいただきました。委員の皆様にご心より御礼を申し上げたいと思います。

本案は、公共サービス改革法に基づく初めての基本方針といたしまして、来週にも閣議決定する予定でございます。国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施するという法の趣旨を実現するため、政府としては、今後基本方針に示された考え方を踏まえ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、国民の皆様の関心、期待は極めて大きいものであると、我々も認識をいたしておる次第でございます。

引き続き、落合委員長を始め、委員の皆様の御尽力をよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

落合委員長 それでは、中馬大臣お願いいたします。

中馬規制改革担当大臣 担当大臣として、私の方からも一言ごあいさつさせていただきます。

公共サービス改革基本方針につきましては、委員会発足後2か月足らずという非常に短い期間でございましたが、しかも、夏の暑い間、精力的に御議論いただきまして、こうしてまとめていただきましたことに、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

この基本方針は、公共サービス改革法の理念を実現する第一歩として、公共サービス改革に関する政府全体の取組みの共通の指針及び法律に基づく対象事業を定めたものでありまして、その内容を着実に具体化するように、担当大臣としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そして、何よりも公共サービスは受益者である国民の立場に立って、不断の見直しを行う必要があります。少なくとも毎年度一度基本方針を見直すということにいたしております。

7月11日から1か月間、民間事業者や地方公共団体から「市場化テスト」の対象となり得る事業等についての意見募集を行いましたところ、延べ200件近い要望が寄せられました。これらは本制度への高い期待と関心を示されたものでありまして、年内を目途として、基本方針の見直しに反映できるよう、精力的に検討を進めていきたいと考えております。

落合委員長を始め委員の皆様には、今回の基本方針で対象とされた事業の実施要項の策定や民間提案等も踏まえた基本方針の見直し等に向けまして、引き続き、積極的かつ前向きな御議論をいただければと思います。よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

落合委員長 ありがとうございました。

（報道関係者退室）

落合委員長 それでは、この基本方針は毎年度見直すことにされておりますので、法の趣旨を実現するため、これからも審議を尽くしていきたいと考えております。

安倍官房長官、中馬大臣、山谷政務官は、ほかの御予定のため、御退席されます。本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

中馬規制改革担当大臣 ひとつよろしく願いいたします。

安倍内閣官房長官 よろしく願いいたします。

中馬規制改革担当大臣 皆さん、どうもありがとうございました。

(安倍内閣官房長官退室)

(中馬規制改革担当大臣退室)

(山谷内閣府大臣政務官退室)

落合委員長 それでは、審議を再開いたしまして、これまで「公共サービス改革基本方針(案)」とともに御審議いただいております、資料2にあります「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針(案)」につきまして、基本方針の閣議決定日と同日付で、監理委員会の決定にしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

引き続きまして、コスト計算ガイドラインの案について審議を行いたいと思っておりますが、先ほど樫谷委員の方から御発言があったのに中断いたしましたので、続きをお願いいたします。

樫谷委員 「イ その他(監督費用)」ですが、監督費用の開示が必要なのではないかと。つまり、算定が必要なのではないかと私は申し上げたんですが、その意味は、費用のコストを計算するには、まず何をやるかということが明確になっていないといけない。どの程度やるかも明確になっていないと、実はコストの計算ができないんです。コストの開示も大事なんですが、何をやるかということが大事だと私は思っております。つまり、相殺されてしまいますと、従来と同じだと言われたら、どこからどこまで、どういう監督をするんだということが明確にないまま、うやむやなまま、過大に監理をされたり、あるいは過小になってしまったりすることがあります。

これについては、確かにそれほど差はないと感触的にはわかるんですけれども、相殺してしまってもいいのかなと思います。むしろ明示した上で相殺するならいいんですけれども、あいまいになってしまうのではないかと懸念をしておりますが、それはいかがでしょうか。

堀内企画官 お答えさせていただきます。

今日御議論していただきますのは、入札価格の調整の扱いに関する指針のところ、モニタリングコストをどう扱うか、特に第1回目についてどう扱うかということであると思っておりますが、これとは別に実施要項全体についても御議論いただくことになると思っております。

そのとき、実施要項の中に、法に基づきまして、その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項を、その他という形で定めさせていただくこととなりますが、その中で、対象公共サービスについて、どういった報告を求めるのかとか、あるいは国の監督体制ですとか、実際の監督責任とか、そういったことについて、広範に定めようと考えております。

また、実際に国が監督するに当たって、どのような情報を、どのような頻度で取るのかについても、きちんと様式を定めて各省庁に示そうと考えております。それについては、定期的に監理委員会にも御報告いただくということで、報告様式をつくらうとしていまして、もし、それが良い成案として取りまとめることができましたら、併せて指針という形で決定させていただきたいと考えておりまして、今、準備をしております。

今回、調整の段階のところ、仮に相殺という形になったとしても、国がどういった形でモニタリングをしていくのか。モニタリングはどのような頻度で行われているのかという状況は、監理委員会できちんかめする形にしておりますので、2回目以降、第1期の官民競争入札で、民間がやってきたものについてのモニタリングの実施状況を踏まえて、こういった実態があるので、それは費用に換算して、実際に個別具体的に金額を出して、調整したらどうかといった議論につながっていくものと思っております。

落合委員長 榎谷委員、それでよろしゅうございますか。

榎谷委員 理解はできるんですが、今の御説明にありましたように、ここの位置づけは、要するに入札の過程なんです。その後、一番最後に期末実績評価があるので、おっしゃっていただいたように、会議なのか何なのかわかりませんが、少なくとも開示するコストのガイドライン、決算も必要なのではないかなと思います。そうでないと、従来のものと調整したものと結果が、全体でわかるようになりますので、その3つがそろっていないと、国民は十分理解できないのではないかと思います。

落合委員長 ほかにございますか。逢見委員、どうぞ。

逢見委員 今ご指摘のあった監督のところ、ここは費用の開示の指針ですので、監督そのものが適正であるか、過剰であるか、あるいは不十分であるかという評価とは違うんだらうと思います。

特に最近エレベーターの事故とかプールの事故など、人の生命、安全に関わる問題が発生し、事故が起きた後に監督してみると、いろいろな不備が指摘されるということがあります。そこは、基本方針に「公共サービスの受益者である国民の立場に立って」と明記されていますので、コストの開示と監督のあるべき量や質とは別に考えて、不断の見直しの中で考えていく必要があるんだと思っております。

もう一つは、基本方針では少なくとも毎年度1回見直すと書いてございますけれども、この指針も同様に、毎年度見直しの対象になると考えてよろしいのかどうか、併せて質問させていただきたいと思っております。

落合委員長 事務局お願いします。

堀内企画官 まず監督の在り方は大変重要で、情報開示と併せてきちんと議論していく必要があると思います。これにつきましては、ハローワーク関連業務から実施要項の審議がスタートするわけですが、今、事務局で、どういう観点から実施要項のチェックをすれば良いのかというチェックリスト、マニュアルのようなものをつくって、審議の効率化を図っていただこうと考えて準備しているところでございます。

先ほど紹介したように、実施要項の中でも、監督の体制などを書いていただくこととなりますが、実施要項に書いていただく監督体制の確認すべき事項として、例えば民間事業者に過剰な負担を課すものではないかとか、業務の質を適切にフォローできるようなものになっているのかとか、そういったチェックの観点を、今、整理しているところでございまして、まさに実施要項の審議のプロセスの中で、実際に監理委員会の委員の先生方にも、個別詳細に議論していただくことになると考えています。

今回の情報開示のガイドラインの今後の扱いですが、まさに見直しと書いてあるけれども、見直しの頻度はどうなるのかという話がございました。今回御議論いただいた段階で、いったん委員会での議論は閉めさせさせていただいて、今日いただいた議論を盛り込んだ未定稿という形で、実務的な検証を行いたいと考えております。

とりあえず未定稿という形で、例えば制度官庁として入札の実務を仕切る財務省ですとか、実際にこれから実施要項をつくっていくことが想定されている省庁と個別にすり合わせて、配賦のやり方とか、現実に適用可能性があるのかどうか、もっと良いやり方がないのかというのを検証させていただけると大変ありがたいと思っております。

実際に決定するには、実施要項の審議と並行して、ここを直したらいい、実施要項をこう直していくのであれば、ガイドラインもこう直していった方が良くといった両面からの議論をしていただいて、ハローワークの実施要項が第1弾になると想定されていますが、その決定の少し前のあたりの段階で、一度、ガイドラインとして、委員会に御決定いただいたらどうかと考えております。

その後、個別に、第2弾、第3弾と実施要項の審議をしていくわけですが、その審議をしていくプロセスの中で、やはりこういう事項も追加したらいいといった話が出てきたら、適宜必要な事項を盛り込んでいたり、修正したりして、より良いものにしていったらどうかと考えております。

先ほど榎谷委員から御指摘いただきました、実際の評価プロセスの段階になったら、評価プロセスについても指針が必要になるのではないかという御指摘をいただきました。

そういったものも適宜つくっていきたいと思っております。つまり、実施の段階、プロセスに応じて、そういったものが更に出てきたら、例えば今回決めていただいた、資料2の「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針（案）」に盛り込んでいければと思います。余り細かい指針が短冊でたくさん出てきてしまうと、実務の担当者として扱いにくいところがあると思いますので、資料2の該当部分を充実させていただくとか、その辺は臨機にやっていきたいと考えています。そういう趣旨を踏まえて、見

直していくと書かせていただいています。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。小林委員、どうぞ。

小林委員 コスト情報がどちらがいいのかを決定する際に重要な意味を持つところで、通常、官と民と非対称である情報の質をなるべく比較できる形にしなければいけないということが、やはりポイントだと思うんです。

例えば、「ア 開示する経費の範囲と認識方法」で「人件費、物件費、委託費等については、現金主義により認識した経費を開示する」とあるではないですか。現金主義というのは、決算ベースだと思うんですけれども、今、省庁別の方では発生主義で、附属明細書等で細かいセグメントといいますか、情報が出ているかと思うんです。

もし出ているのであれば、発生主義による情報の方が有用でしょうし、あるいは決算ベースは、やはり予算があって決算があるわけで、予算情報と決算情報の比較のようなものがあれば、予算はこうだったけれども、実際に決算はこうだったという情報の方が有用なのかという気がするということです。

間接経費のところではいろいろ御苦労、御苦心しているところがよくわかるんです。例えば参考情報のレベルになりますが、「(エ)退職給付費用」で「省庁別財務書類の計数を用いて省庁単位で一人当たり退職給付費用を算定し」とあるではないですか。そうすると、その数値がベースになることはわかるんですけれども、平均といいますか、そういう情報がどのぐらい意味があるのかがすごく気になる場所なんです。

せっかくその表があって、そこに数字を埋めればよいということではなくて、その数字の有用性がやはりかなり問題になると思います。果たして本当にそれでいいのかということなんです。

例えば、退職給付の計算法でも簡便法のようなものが普通、使われたりとかいたしますし、何か工夫があった方がいいのではないかと。

つまり、コストとして出されたものは信頼性が高いものだとは通常思われますけれども、実はそれがコストを歪曲している場合もかなりありますので、もう少し慎重に検討した方がいいところがあるのではないかと気がいたしました。

落合委員長 事務局でございますか。

事務局 では、御説明いたします。

まず、発生主義で省庁別財務書類をつくっているということであれば、人件費、物件費といったものも発生主義を取り入れてやったらどうかというお話がございました。省庁別財務書類というのは、まさに言葉のとおり、省庁単位でつくっております。一方で、ここで開示をします情報は、入札の単位ということになりますので、かなり小さくしていかなければいけないのが実情でございます。

それを実際作業するためには、現金主義の形で作り直した決算の書類を用いてつくっ

ていくことが原則になってまいりまして、その世界まで発生主義を取り入れてやるのは、実務上難しいところがあるかということで、ここの表現はこういう形にさせていただいたということでございます。

セグメント的なものがあるということであればというお話もございました。これにつきましても、独立行政法人の世界になりますとそういうこともやっておりますので、対応は可能な部分はあると思います。国に関しては、まだそういうところまで至っておりませんで、まさに入札にかけるところを当該省庁が切り分けていって開示情報をつくることになってまいります。同じような事情で、元の資料をたどっていきますと現金主義になるということでございます。

退職給付費用についてお話がございました。平均で取るということは、制度、信頼性といった点で問題があるだろうというお話でございます。

これは、実際に対象事業として切り出す部分のデータで取れば、それが一番いいと思っております。それが取れる場合には、勿論それで開示をしていただきたいと思っております。

ただ、具体的にどこまでデータを取れるかというところは、実際やってみないとわからないところがあります。これは、制度上そうなっているということではなくて、省庁が持っている手元の資料でどこまで切り出しができるかに依存してくるところになります。そこは具体的に実施要項を審議していただく際に、出てきた資料をごらんいただきまして、議論していただいた方がいいのではないかとと思っております。

落合委員長 小林委員、よろしいですか。

小林委員 予算情報は、それほど意味がないでしょうか。その点だけコメントをいただけますか。

事務局 予算に関しては、現金主義の世界で決められておりまして、省庁別財務書類というのは、予算の世界でつくった決算を用いまして発生主義に修正する形でつくられております。したがって、発生主義の世界で予算情報はつくれないのが現状でございます。

小林委員 私が言っているのは、現金ベースで予算と決算という情報です。

事務局 失礼いたしました。予算は、実際に入札の対象として切り出す部門と比べますと、非常に大きな単位でつくられておりまして、執行の前に契約の単位に切り分けるというのは、実際的には難しいのが今の制度の状況でございます。

したがって、決算のベースでしか契約の単位に切り刻んだものは出せないのが現状でございます。将来的に制度の方がそういう形で進んでくれば対応できるようになると思いますが、現状はこのような形で実施させていただきたいと思っております。

落合委員長 よろしいでしょうか。

小林委員 はい。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 もう御説明があったことだと思うんですけども、現実論として、国



家は現金主義ですべてつくってきているわけです。今、御説明がありましたように、発生主義の数字は参考までに各省とかでやっておられますけれども、内容を見ますと、必ずしも民間で使っているような発生主義ではありません。

入札に当たって何が一番ポイントかという、国の制度として今までやってこなかった退職給付費用、恩給を積み立ててきた中に、引当は国はやっておりませんから、その辺の問題。民間はこれは当然ほとんどやっている。ただ、先生方御存じのとおり、民間も言うほどきちんとはやっていないというのもまた現実論でありまして、やっているところもあるけれども、やっていないところもある。

それから、やはり次に大きいのは減価償却。当然、現金主義の中には、減価償却はありませんからね。

大きく違うところをできるだけ寄せる。まさしく国から見ると、財務省を中心とする大きく各省へ下ろした予算の中で、そんなに事業ごとにびしっと下りていないと思うんです。先生がおっしゃったように、予算は立てるときは非常に必死で各省立てられますけれども、驚くほどレビューはないんです。国家というのは面白いんですけども、そういうことを繰り返してきている制度ですから、我々としては、民間と官が競争するときに、極力フェアにやるように大きな項目、退職給与、減価償却、租税公課のことができればそういうこともと思いますが、その辺をできるだけ寄せる。

事務局からお話がありましたけれども、やはり現実のケースを見ないと、本当に種々雑多だと思うんです。

したがって大事なことは、我々はその都度適正にアジャストができるように制度をしましよとここで決めてしまうと、それから外れるようなケースがいっぱい出てきてしまうと思うんです。

ところが、もうアジャストできないようにしておく、それが修正できない。これの方が非常に問題だと思しますので、大きなところだけ併せていただくようにしておいて、現実論でケースが出てきたときに、それはできるだけフェアに見られるように、委員会としては、まさしく議に付して意見を言えるような制度にしたらどうかと思うんです。

余り細かくこうあるべきだとここでやっても、余りにも極端に民間で行われている会計手法と国家で行われているものは違いますので、小さくなればなるほど差が非常に出てくると思います。

したがって、私の提案としては、我々の審議の制度そのものをもう少しフレキシブルにしようと思案したいと思うんですけれども、どうぞごめいましょうか。

落合委員長 今の御発言につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

堀内企画官 御指摘いただきました点については、事務局としても全くごもつともだと思っております。

ただし、他方、実務をするときに何の目安もないと、どうやったら良いのかわからないという議論もありますので、今の指針の考え方といたしましては、これを参考に留意して、

各行政機関は情報開示なり調整の在り方を考えてください。

もし、この指針の方法とは別のやり方でやることになった場合には、その理由をきちんと委員会で説明してくださいという形の位置付けにしておりますので、まさに御指摘のスタンスに沿った方向でやらせていただいていると考えています。

落合委員長 ほかにありますか。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 今のお話は、先ほどの御意見の隔たりがある、なるべく寄せていく。だけど、それはあくまでも民間にできるだけ官の情報を寄せていくんだということが、方向性としては原則だという話でいくことでいいわけですね。

つまり、両方足して2で割るような話ではなくてね。そこは大事なところではないかと思うんです。

落合委員長 その点についての考え方は、このガイドラインもそういう考え方に立脚していると理解していいわけですね。

堀内企画官 2ページで現金主義と発生主義について若干解説しております。

その中で、独立行政法人の会計については、不十分ながらも発生主義による認識方法を採用した財務書類の作成が行われているということ。

国についても試行的ながら、財政制度等審議会の報告に基づいて、貸借対照表、業務費用計算書が作成されているということです。

価値評価のようなことは書いていませんけれども、事実関係としては民に寄せていく流れにあることを暗に書いているということでございます。もうちょっと方向を出したらどうかという御指摘であれば、解説のところでございますので、そこは筆を入れていただくことは全然構わないと思います。

落合委員長 ほかにありますか。

本田委員、どうぞ。

本田委員 今の話にもつながるんですけども、現金主義だとか発生主義云々ではなくて、あくまでもフェアにイコールフットィングで入札しようというわけですから、同じものでつくっていきこうと。たまたま官の場合には、今、現金主義でいっていますから、いろんなことをして、同じベースにしましょうという基本的な考えでしょう。ですから、私はそれでいいんだろうと思います。気になるのは1点だけです。先ほどから、監督費用の問題が出てきているんですけども、ちょっと教えていただきたいんです。

官が、現在行政サービス等をやっていらっしゃるんですよね。その場合にも、チェック機能なりそういうコストがかかっているんじゃないですか。そこはどうなっているんですか。

事務局 今、官が実施していることでありますと、その部門の管理職でありますとか、上部の組織の人がやっている仕事は、まさに監督になると思います。そこで使っている費用は、コストで認識されると思います。

本田委員 ということは、通常、こういう行政サービスであれ何であれ必ずチェックも

するし、その経費というのは、企画部門に入っているのか、実行部門に入っているのかわかりませんが、今の中にも入っている。

監督は非常に大事なことでわかるんですけども、余りこのことが定義なり官の仕事を増やす形にならないようにしていかないと、本末転倒ではないかという感じがしてなりません。

そういう意味では、やはり最初の情報開示の中で、コストは当然イコールフットィングできちんと見られるようにしておかないといけないし、仕事の質が勝負である。その後が大事であって、監督だ監督だとやらせると、目的からいって非常におかしくなっていくのではないかという感じがします。つまりただ単純に監督費用をこういうふうに乗せるというのはいいのでしょうか。

やや民の事業に対する不信感があるか知りませんが、みんな一生懸命やっているわけですから、そういうことはあり得ないと思います。監督は大事だけれども、そこが中心ではなくて、あくまでもこの競争入札の目的は何なんだというところに我々は常に返っていかないと肥大化していく。そこだけは、念のためお願いしておきたいと思います。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今の監督の件はおっしゃるとおりだと思っております。そのためにコストを開示するんです。つまり、過大になっていないことのために各コストを開示することだと思っております。

基本方針の8ページ「(イ)公共サービスの実施等」がありまして、監督等というのでもずるとたくさん書いてあるんです。これだけ書いてあって、多分今までやっていない部分についてのコストがかかるだろうし、現実、恐らく何かの監理をやっていらっしゃるんでしょうけれども、本当に監理をやっているのかという部分も実はあるわけです。

したがって、それを民にしようと、入札の結果で官がやろうと、やはり一定の監督はしっかりしてもらわなければいけない。しっかりといても過剰ではいけないし、過小でもいけない。その辺の加減がよくわかりませんので、コストを開示することによってこういうことをやるんですよということが明確になるとと思います。

コストを出すことによって国民のチェックなり監理委員会のチェックなりが入るので、そういう意味での開示が必要なのかと思います。

ただし、これはやたらに多くなるとはいけませんので、監理をする、監督をするということで、その名目のために人がどんどん増えたりするのは望ましくないで、その辺のチェックもあるんで、私はむしろ開示していただいた方がよろしいのかと判断したんです。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 状況を考えますと、ある民間企業がこういうスキームでやります。幾らですと出した。官側が見て、我々が何か言うにしても、それは危ないと自分たちから勝手に思うわけです。それにはあと3人監督官を増やさなければいかぬ。したがって、君たちのコストは本当は安くないという会話が起る可能性があるんです。

ですから、余り間接費と監督費というのは、私はどういうふうにあれしていくのかちょっとよくわからないんです。本田さんの意見に私は少し賛成なんですけれども、フィギュアアウトしなければいけないというのは、まさしくそうなんだと思うんですが、原価管理計算を入れていないわけですから、そこでもって本当にフェアなコンペションをやらせるのがこの委員会の目的だと思うんです。

そのときに、こういう民間のやり方には、官が聞いて、それでは監督費用をもっと上げなければいけないんだ。だから君たちのプライスは決して低くないよということだって言ってくる可能性はあります。

では、官でやった場合はどうだったのか。官でやった場合は、そのままできるんだから、安いんだと言ってくるとか、いろんなことを考えてみると、余り監督費だけをフィギュアアウトしてこれがどうだということ、本当にフェアコンペションができるんだろうかという気はちょっとします。

落合委員長 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 斉藤委員の指摘ももっともだと思います。

今日、提出された基本方針の9ページ「ウ 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び公表」で「報告徴収、立入検査、指示等の内容及び理由を監理委員会に通知する」ことになっております。この監理委員会が、過剰な監督をやっていないかどうかについて報告を求めて判断するという権限があるわけですから、今のような部分についてはカバーできるのではないかと私は読んでいるんですけれども、いかがでしょうか。

斉藤委員長代理 次元の低い話をしていますか。

この前、シュレッダーで子どもがけがをした。いろんな意見があると思うんです。アメリカ人の友達と話すと噴き出してしまう。要するに、そんなものは危ないものだと教えてやればいいんだ、親は何をしていたんだ。

日本を見ていると、さあ経産省へ報告したか、経産省は法律をつくって取り締まらなければいけないとか、モデルをつくらなければいかぬとか批判がおきます。そうやって育ててきた子どもは、無菌状態の人間ができるような、何でもかんでも全部プロテクトされている。珍しい国だと言うんです。むしろそういうところを親も見るというお互いの責任が必要なんであって、官から見ると、世論で経産省何してたんだと突然言われる。経産省にしても何でこんなことで怒られなければいけないのだと思っておられると思います。日ごろずっとだれかが言っていて、それを経産省が無視していたなら別ですけどもね。

ですから、監督費を余り求めるために官が大きくなっていく、コストが上がっていくというのも我々は経験しているわけです。勿論、フィギュアアウトしてコストを見る原則は大事だと思います。そのくらいの精神でやらなければいけないということですが、余りそれをやると、現実論はどっちが有利な事業のやり方かを査定するときに非常に難しいように思うんです。

榎谷委員 おっしゃるとおり非常によくわかるんですが、いずれにしても、私は過大に

なっちはいかぬと思っているんです。

つまり、逆に言えば、開示することによって過大を止められるのではないかと私は思っているんです。開示しないとうやむやの中であいまいでいきなり大きくなったり、手を抜かれたりする可能性がありますので、ここまでだよということを明確にしておけば、後で何か起こっても、それはここまでというルールになっているんだということが説明できるのではないかと私は思っているんです。

ですから、どうしても状況に応じて急に過大になったり、それまでほとんどやっていなかったものが、それはやはり問題だと思います。それがすべてできるかどうかです。すべての予測をしてしまって、いわゆる官僚の不謬性ではありませんが、完璧になってしまったら物すごいコストがかかるわけです。だからここまでぐらいというものをあらかじめ見積もっておく必要があるのではないかと私は思ったわけです。

以上です。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 先ほど、官は現在の仕事についてどういう監理をされていますかと伺ったんですけれども、官民で官が入札を取ったとしても、当然入っているわけですね。民がやっても、どちらでも監督費用はかかっているのです。

先ほど伺ったお話では、管理職の方が監督をやっています。これは人件費の中に全部入っているわけです。課長さんの仕事なら監督側とすれば、監督で何円とかやって、課長さんの人件費が入っているわけです。官が取ったときもこれは同じように監督するんでしょう。官が取ったときでも監督というのはなければおかしいはずですね。きちんと後でフォローしてチェックするわけですからね。

そういう意味からいくと、どうも私はちょっと違うのではないかと思います。民だけではなくて、官が取っても同じことをやらなければおかしい話ですね。

榎谷委員 基本方針では、民間事業者が落札となった場合についていろいろ書いてあるんです。

本田委員 後ほどのサービスなり何とかの評価というのは、後ろの方にありましたけれども、きちんと官が行った場合でもそういう評価を全部やっていきますというのはあったような感じがしたんです。

落合委員長 恐らく、監督という言葉が少し整理する必要があって、確かに公共サービスで、例えば民が受託をした。その受託した公共サービスを実施するために、これはまとまった形で実施しなければいけないわけですから、当然監督という要素がそこに入ってくる。そういう意味での監督コストが当然あるだろう。

もう一つは、民間が公共サービスを担う場合に、依然として官が適切な事業が行われているかどうかについて監督を行わなければいけない。これは国民のためである。

そうすると、官民競争入札、あるいは民民にしてもそうですけれども、公共サービスを委託した場合に、なお官が監督をするという意味でのコンテキストにおける監督コストが

ある。民間事業者が受託業務を執行する中での監督のコストと委託者である間が民間事業者を監督する場合の監督のコストとの両方あるような感じがする。監督コストを議論する場合には、その両者を明確に区別していく必要があるのではないかとということです。

そういう観点から見ると、このガイドラインはその辺の区別はかなり意識して案は作成されているんですか。それとも今日の議論で、例えばそういう点はこれから更に考慮していきましょうということになるのか、その辺りはいかがでしょうか。

堀内企画官 国の行政機関がそのまま実施することとなった場合の経費については、きちんと経費の削減に資しているのかどうかをチェックします。

民間が実施する場合は、もう委託費で決まってしまうから、それで経費の削減は実際決まってしまうわけです。

官が実施する場合については、きちんと経費の削減に資しているかどうかを把握しなければいけませんので、これについても経費についての算定方式のようなものをつくって、適宜報告を求めるという形にしております。その様式の定め方で今考えているのは、開示するときの従来の実施状況の開示のフォーマットと同じものをベースにしようと考えておりまして、その中には、間接費も含まれていますので、監督的な費用についても併せて効果が上がっているかどうか報告を受ける形になっております。

ですから、性格的に全く同じものかどうかわからないですけれども、似たような情報は取るという形になると思います。

落合委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 多分、行財政改革自体がトータル・クオリティー・マネージメントのようなもので、ずっと欧米でも進んでいるんです。

ですから、民が入札したときに、そういう一定のサービスの品質を確保できることは制度的にマネージメントの中に組み込まれているかどうかというのも、落札できるかどうかのクライテリアになるはずだと思うんです。

そのクライテリアになっている、つまり内部モニタリングができるかどうか、内部管理ができるかどうかというレベルのものと、国として本当に一定のサービスの質が保たれているのかというチェックのレベルがあって、そのインターナルなモニタリングができるというか、TQMができていることをまず確認して落札が行われて、それを運営していく。本当にリスク管理というか、そういうレベルに多分国はなるはずだと私は思うんです。

ですから、委員長がおっしゃったように、内部と外部というか、そういうレベルというものが認識されている必要があると思いますので、ガイドラインの中にそういう趣旨が盛り込まれている必要があるのではないかと気はいたします。

落合委員長 吉野委員、何かありますか。

吉野委員 国民にわかりやすく説明をしていただくためには、これは例として適当かどうかわからないんですけれども、プールの話です。まだ結論は出ていませんけれども、あのケースは事前にほとんどのろくな教育もしていなかったようなんです。

けれども、もしきちんとやっていたら、例えば1人では、とても全部見切れない、それはやはり3人必要ではないかというような話が一番最初の委託のときの条件に入るべき話なのか、あるいは官はそこで10人もかけていた。それは3人でいいではないかという議論がそこでなされるという話なんですか。

堀内企画官 当然そういった議論はなされると思いますが、一方で質の設定を重視して、実施体制のようなものは入り札の段階では固定的に決めないということもありますので、その双方を勘案して考えるということであると思います。政策目的とか質の設定ではそういったことは決めずに、むしろ入り札のときの評価項目の中で、実施体制とかコンプライアンスの話はどう盛り込んでいくのかということであると思います。

吉野委員 そのときに、最終の責任は官が持つんだという話だったんですね。

堀内企画官 はい。

吉野委員 その場合に、どういう議論がなされたにせよ、そこで問題が起きたときには官が責任を持つんだということであれば、官が改めてそこで、二重であるか、あるいは二重でないのかわからないけれども、その上に監督をする必要があるという議論は出てこないんですか。

堀内企画官 そこは、実施要項の中でどういう監督体制を官がとるのか書きますので、まさにその中で議論していくということであると思います。

仮に民で何か事故が起こったときに官が責任を負うわけで、国賠の世界になれば国が責任を負って求償をする話になります。それで、国がこういうやり方をやれとって、それが原因になって起こった場合以外は、民がその負担をする。その後、保険の問題が出てくるということであると思います。

落合委員長 小幡委員、どうぞ。

小幡委員 先ほどの最終的な責任という意味は少々違うと思うのです。民の方にむしろ何か落ち度があれば、民が責任を負うことにはなるかと思えます。

先ほどの監督の話ですが、ここでの監督を過剰にはいけないというのは、今回決めたものの8ページで大分議論したところでして、民間事業者に自立的な対応を可能な限り促すということで、効率的、効果的に監督はしていくということは、前提となっていて、監督はそういうものでなければいけないということは決めていると思うのです。

そうすると、民に委託したときに、必要な監督というのも当然これにのっかって、効率的でなければいけないので、過大なものを載せてはいけないということになるはずではないかと思えます。そこはまさに基本方針にあるようなところののっかって監督費用も載せなければいけない、効率的になるべく少ないもので載せてもらわなければいけないという理解でよいのではないのでしょうか。御懸念はわかりますけれども、やはり過大なものを載せてもらっては困るということはこの基本方針から出てくると思うのです。

監督費用を何も載せないというわけにもいかないと思うので、そこはできる限り効率的にして、民間の方の内部モニタリングをしっかりと仕組みでおいていただければ、余り要ら

ないはずなのです。それとの兼ね合いもありますが、できるだけ、監督費用は載せるとしても少ないものにする。そういう前提はあるのではないですか。

榎谷委員 その件で、焼け太りという言葉があるわけです。

実は、我々の業界もいろんな問題を起こして、今、実は焼け太りしているわけです。金融庁もそうですね。

よく見ていると、こんなに過大に会計士をチェックする必要があるのかというのがあるんです。本当に細かいことを言われる。これでは人が不足だとおっしゃっている。私、行政減量の方もやっていましたからね。本当にここまでやる必要があるのか、もうちょっと手を抜けとは言わないですけども、何かポイントを的確にとらえてやってもらえれば人が少なく済むのではないかと、監督を受ける方として実は思っているんです。

ということは、きちんとして書いてくださいますかと思うんです。それでだめだったらそれを直してもらえばいいんですけども、余りあいまいにしておいて、ずっと放ってしまうんです。そこが問題なんです。

ですから、私があえて書いたのは、斉藤委員長代理と趣旨としては基本的には変わらないんです。ここまでやるときちんとして書いてください。それできちんとやっていただかないんですけども、あいまいにしておいていきなりきたり、約束と大分違うとか、前はここまでしかやりませんと言ったきながら、できた途端にここまでできてしまうんです。

やはりそういうのがね。会計士も焼け太りは問題だと思います。必要なものはやらなければいけないことは事実なんですけど、焼け太りになってしまったらいけないので、やはり監督のやるべきことと、コストはきちんとしていただくというのが私は大事ではないかという問題意識があって、監督は大事だということで過大にしているということで、わざわざこういうふうにならなくて、趣旨としてはむしろ委員長代理、本田委員とも全く同じであります。

落合委員長 基本方針にのっとって、可能な限り一番効率的な監督体制とすることも前提になるだろう。したがって、それを前提にして個別ケースで更にこの委員会としても詰めて、余り過剰な監督がかえって行われることはチェックしていく。この委員会が対処していく基本的なスタンスですね。

榎谷委員 この8、9ページを見ると、ほとんど民の監督のことしか書いていないんです。これを見たら、やろうと思えば幾らでもできるし、手を抜こうと思えば基本的に抜けると私は判断したので、具体的にきちんとして書いてください。コストがこれだけかかるんですと書いてもらえば、それはその範囲内なわけです。範囲内でやっていただいたら、それは逆に監理委員会として不足ではないかとか、過大ではないかと言わなければいけないかはわかりません。

落合委員長 そうしますと、今日、御議論をいただいた監督の問題についても、本委員会がこれから重い責任を負うんだということで、しっかりと見ていこうということです。

まだまだ御議論をいただきたいのですけれども、予定の時間もありまして、しかもコス



ト計算ガイドラインにつきましては今日で終わりというわけではなくて、更に議論を進めるということでもあります。

それから、實際上、関係省庁の方でこれが実務的にどの程度の枠をつくるかどうかについても、調整辺りをやってもいいという話ですね。本委員会の議論とそれらの調整の結果を踏まえて、このコスト計算ガイドラインについては更に検討していくことにしたいと思います。

そうしますと、続きまして、統計部会の設置について報告をしたいと思います。

第5回の監理委員会におきまして、統計調査関連業務の民間開放について、統計部会を設置して審議していくことについて御了承をいただき、事務的な手続を進めてまいったわけです。

その結果、お手元にあります資料4で、監理委員会で第1条に基づきまして統計部会を設置するというので、部会の構成委員は別紙の7名であります。

この統計部会の部会長を務めていただきます、斉藤部会長から一言ごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

斉藤委員長代理 座ったままで申し訳ございません。

この前の御報告もありましたように、統計部会ができるということでございますけれども、当委員会からは、小幡委員と私とで出席をさせていただくことになっております。

統計部会では、規制改革・民間開放推進3か年計画、あるいは公共サービス改革基本方針に基づきまして、統計調査関連業務の民間開放について審議することになっております。

年内に予定されております基本方針の改定に向けまして、精力的に審議を進めてまいりたいと思っております。

当面、総務省の所管いたします、指定統計調査、統計センターの業務の民間開放につきまして、審議を進めることにしております。

スケジュールは、来週の9月4日月曜日、21日、10月3日と、とりあえず3回程度開催する予定にしております。本委員会への報告は、その都度というよりも、3回まとめて一括して御報告を申し上げたいと思っております。

公開でやりますので、当然、審議内容等々につきまして、先生方、御関心がおありの方は事務局の方へ請求していただければ、資料は用意するというのでございますので、よろしく願い申し上げます。

落合委員長 ありがとうございます。非常に限られた期間で集中的な審議となり、御負担を非常におかけすることになるとは思いますけれども、斉藤部会長、小幡部会長代理、その他専門委員の皆様、是非よろしく願いいたします。

本日の監理委員会はこれで終了といたしまして、次回は9月13日16時30分から開始します。そして、対象事業を選定するための各省ヒアリング等について御議論いただく予定であります。

本日は、本当にありがとうございました。事務局から何か連絡事項がありましたらどう

ぞ。

堀内企画官 特段ございません。

落合委員長 それでは、これで監理委員会は終了にいたします。